

## 平成26年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

### 建設経済常任委員会 平成26年12月11日(木)

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	10
所管事項の報告	10
閉会	12

---

### 文教福祉常任委員会 平成26年12月12日(金)

付議事件	15
出席委員	15
欠席委員	15
委員外出席者	15
説明のため出席した者	15
事務局職員出席者	16
開会	17
議案の説明、質疑	18
議案の採決	26
所管事項の報告	27
閉会	33

---

総務常任委員会 平成26年12月15日(月)

付議事件	37
出席委員	37
欠席委員	37
委員外出席者	37
説明のため出席した者	38
事務局職員出席者	38
開会	39
議案の説明、質疑	40
議案の採決	47
所管事項の報告	49
閉会	60

# 建設経済常任委員会

平成26年12月11日（木曜日）

# 建設経済常任委員会

平成26年12月11日（木曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

議案第 1号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

## 出席委員（6名）

委員長	飯嶋正利	副委員長	宮内保
委員	林俊介	委員	滑川公英
委員	宮澤芳雄	委員	有田恵子

## 欠席委員（1名）

委員 磯本繁

## 委員外出席者（3名）

議長	高橋利彦	議員	米本弥一郎
議員	林晴道		

## 説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬寿一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
水道課長	鈴木邦博	農業委員会 事務局長	岩井正和
その他担当 職員	8名		

## 事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

衆議院議員選挙を日曜日に控え、議員の皆様には大変お忙しい中、大変ご苦労さまです。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のために、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員、林晴道議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

本日、大変お忙しい中、高橋議長に出席をいただいております。ご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（高橋利彦） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は付託いたしました一般会計補正予算の1議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。大変ご苦労さまでございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして加瀬副市長、ご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項の1議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ可決くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお

願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

---

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正になります。

8款2項道路橋梁費のうち事業名、道路新設改良事業の1億5,950万円ですが、道路改良工事のうち道の駐車場整備につきまして、道の駅建築工事及び外構工事との調整により、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをお願いするものです。

また、道路改良工事3件、排水整備工事2件、舗装工事1件につきましては、境界確認及び関係官公庁との協議に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをお願いするものです。

次に、事業名、冠水対策排水整備事業の5,482万1,000円でございますが、本年6月補正で予算措置をお願いいたしました東町地区の排水整備事業で、地下埋設物の切り回し工事の調整に日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越しをお願いするものです。

次に、事業名、蛇園南地区流末排水整備事業の4億2,684万2,000円ですが、来年3月を工事期限とし、現在施工中の工事と重複しますと、通行に支障を来すことから繰り越しをお願いするものです。

次に、事業名、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の5,840万円ですが、現在施工中の工

事の附帯工事を計画しておりますが、この施工中の工期が年度末となっております、工程的に後追いとなる附帯工事の年度内完成が見込めないことから繰り越しをお願いするものです。

次に、事業名、震災復興津波避難道路整備事業の3億7,400万円ですが、国の復興交付金事業としての飯岡地区の（仮称）横根三川線及び社会資本整備総合交付金事業復興枠としての旭地区の椎名内西足洗線の2路線についてであります。いずれの2路線も事業期間が限定されており、特に復興交付金につきましては平成27年度完了とされていることから、短期間での測量調査費、用地補償費を計上いたしましたが、境界確認作業、計画線形の決定等に時間を要しまして、用地買収の契約に至らなかったため、道路詳細設計変更業務委託及び用地補償費について繰り越しをお願いするものであります。

次に、事業名、橋梁維持補修事業の5,882万3,000円ですが、橋梁長寿命化の年度計画に基づき、修繕工事を実施しているところですが、橋梁のかかる河川や水路の管理者との設計協議について長期間を要してしまったため、水路等の水位が低下している時期である年度内の工事完成が見込めなくなったことから繰り越しをお願いするものであります。

以上で議案第1号、建設課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課のほうから議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げたいと思います。

歳出のほうからご説明させていただきます。

補正予算書の20ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金337万2,000円は、水田農業構造改革推進事業補助金のうち主な内容といたしましては、飼料用米の取り組みについてでありまして、当初予算で200ヘクタールの取り組み分を見込みましたが、ちば28号（ふさこがね）などの主食用米の品種での取り組みが155ヘクタールと夢あおばなどの多収性専用品種、こちらの取り組みが大きく伸びまして55ヘクタールとなりました。合わせて210ヘクタールという取り組みになりましたので、市から農家に支援しております補助金に不足額が生じることから補正予算をお願いするものであります。

続きまして、その下の段になります。6款1項4目畜産振興費、19節負担金補助及び交付金、家畜伝染病予防事業補助金250万円、こちらにつきましては本年9月に有限会社ブライトピック千葉様から畜産振興に活用してほしい旨の寄附金をいただきましたので、本市でも発生いたしました豚流行性下痢（PED）などの畜産振興の上で最も重要と考えられる疾病

対策に活用するため、旭市家畜防疫協会への補助金の補正をお願いするものです。

なお、家畜防疫協会では、家畜伝染病緊急防疫事業といたしまして、消毒用薬剤の購入、車両消毒用機材の備蓄、緊急時の初期対応資金としての活用を予定するものであります。

以上で農水産課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、何点かお尋ねいたします。

まず、予算書の5ページ、お願いします。

ただいま建設課のほうより説明がありましたけども、土木費の震災復興津波避難道路整備事業ですか、この3億7,400万円につきまして、これは買い付けができなかったという説明でしたかね、現在までどのくらい進んでいるのか、また今後の見通しについて、平成27年度未完了ということですが、その辺のところを詳しくお尋ねいたします。

それから、2つ目として、ただいま飼料用米の20ページの3目ですか、これの水田農業構造改革推進事業の中の水田農業構造改革推進事業補助金について説明がありましたけども、その中の取り組みとして、155ヘクタールと、これは主食用米ですよ、それから多収性専用品種の55ヘクタールに分けたということですが、どういった理由でこれを分けなければならなかったのかお尋ねいたします。

それから、同じくもう1点、4目の畜産振興費の説明欄1の家畜防疫対策事業、この家畜伝染病防疫対策事業の流行性下痢（PED）の関連に使うという説明でありましたけども、具体的な内容についてお尋ねいたします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、津波避難道路の関係です。初めに、（仮称）横根三川線の執行状況をご報告申し上げます。現在、測量調査設計という部分の中で、現地の測量に入っております。これは当然境界の査定から入っているわけですが、旧国道より南側、これは海岸のほうからのスタートなのですが、そちらについてはほぼ測量のほうが進んでおります。それと、旧国道より北側です。こちらにつきましては、今現在、境界の立ち会いについて調整中でございます。こちらにつきましては、ルートを選定等々を始めております。幸い

にも海岸線からのスタート地点、こちらのほうは地権者の方の今同意をいただいているところでございます。

それと、椎名内西足洗線ですが、こちらは9月30日に地元説明会を進めまして、その後、地権者の方々に境界の立ち会いを求めておりまして、鋭意境界立ち会いのほう、境界査定ですね、こちらのほうを進めております。やはりこちらの路線も海岸線、県道のほうからの入り口については、5軒から6軒ほどございまして、今のところ、条件はこれから提示するわけですが、スタート地点、ご協力いただけそうな状況が2軒ございます。こちらについても、スタート地点がほぼ決まれば、今後、上流といいますか、北側へ向かってのルートを決定していけるような状況でございます。

なお、予算につきましては、冒頭申し上げましたとおり、こちらのほうも27年度までという国の方針でございますので、来年度の予算、横根三川線については復興庁とのヒアリング、予定では来年第11回の申請ですか、そちらのほうで来年度の予算額を配分が受けられそうな状況でございます。それと、椎名内西足洗線の事業費につきましては、これは社会資本整備総合交付金の復興枠ということで、同じくこの復興枠も27年度という締めがございますので、とりあえず来年度の予算も予定されているところでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より先ほど説明いたしました主食用品種と専用品種を分けた理由ということでお答えしたいと思います。

まず最初に、飼料用米の取り組みについてということで、当初は飼料用米の取り組みは、10アール当たり補助金1万5,000円の設定で支援しておりました。平成23年度より収穫量に応じて支援する収量払いということで変更になりまして、今年度の予算の算定につきまして、収穫量10アール当たり600キログラムの設定で1キロ25円の支援として目標面積をまず200ヘクタールとして予算を確保させていただいておりました。

しかし、今年から国の政策の変更がありまして、専用品種へ取り組むことにより、国の補助金が新たに追加されるということになりましたので、専用品種の作付に取り組む農家が増えました。先ほど申しましたように、面積が専用品種55ヘクタールに増えたということになりました。専用品種につきましては、収穫量が10アール当たり720キログラム、大体12俵ぐらいはとれると、主食用米よりも多くとれるということですので、この主食用品種との収穫の差が大きくありますので、適切な予算の算定ができなくなってしまうということを懸念さ

れますので、今回から区分して行うということにいたしました。

続きまして、2点目の家畜伝染病予防事業補助金の具体的な内容についてですけれども、消毒薬剤につきましては、今年4月から市内で広がりました豚流行性下痢（PED）が現在鎮静化はしておりますけれども、9月ごろから県内でも4件ほど少しずつ出ているという状況であります。このPEDなどの予防用としまして、今回使用した逆性石けん製剤18リットル入りを50個、それから備蓄用といたしまして、万一の際に通路等で使われます車両のタイヤ、これを消毒できる消毒用マット6セットを購入する予定であります。このマットにつきましては、宮崎県で発生しました口蹄疫防除の際に使用された実績があるというマットを使用する予定であります。さらに、疾病等の情報に素早く対応するための資金といたしまして、家畜伝染病緊急防疫基金として準備するという、以上の内容になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。それでは、もう1点、建設課のほうの説明はよくわかりましたので、結構です。農水産課のほうの飼料用米につきまして、水田農業構造改革推進事業補助金、随分長い名前ですけれども、これについて面積だと収穫はそれぞれ何トンくらいになるんですかということと、もしわかりましたら何俵くらいとれるかというのを答えられるようでしたらお尋ねしたいと思います。

それと、畜産振興費のほうのPEDですか、これについては昨年、自分の家の前で消毒していましたので、非常に対応が早かったんですね。これはすばらしいことだと思います。自分もこれは全国でも本当にあれほど早く、手早く対応できたというのは本当に誇りだと思います。残念ながら病気のほうは甚大な被害をこうむってしまいましたけれども、業者の方に聞いたら、暑くなれば一旦おさまるんだと。しかしながら、また涼しくなると、アメリカでは再発した事例があるので、その辺のところを十分警戒したいと心配していましたが、このようにまた先手先手で手を打ってくれるということは非常にありがたいと思います。それで、水田農業構造改革推進事業補助金についてだけお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 非常にありがとうございます。今、質問ありました飼料用米の収量ということでお答えしたいと思います。

主食用米での取り組み155ヘクタールにつきましては、収穫量10アール当たり600キログラ

ムとしておりますので、930トンで1万5,500俵、それから専用品種の55ヘクタールでは、収穫量を10アール当たり720キログラムとしておりますので、396トン、6,600俵という概算になります。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

議長。

○議長（高橋利彦） 9ページの寄附金についてお尋ねします。担当者がいないからどうかと思うのですが、この寄附金は使用目的を限定した特定寄附だと思うわけでございますが、そんな中でよくふるさと納税ってありますね。ふるさと納税につきましては、寄附したら、それが所得税とか、税額控除があるわけなんです。この特定寄附した場合は、その寄附は税額控除ができるのかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） この特定寄附、すみません、細かいところまでは分からないので、申し訳ないですけど、証明を出して、それで申請すれば、控除が受けられると思われまして。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは、私、震災復興津波避難道路の整備事業ということで、地元ということで、非常に気にしております。実は予定されておりました道路線だと、だいたい用地交渉だとか、いろいろ厳しい面が相当あるんじゃないかなとちょっと感じるんですけども、そしてもし用地買収等なかなか難しいとなれば、路線の変更等もあるということでしょうか、その辺お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） なるべく当初の計画どおり進めたいと思っております。しかしながら、地権者の方の意向もありますので、その辺はこちらである程度粘り強い交渉を続けていきたいと思っております。ただ、今のところ道路の境界のほうも立ち会いもまだしていただけないので、再度交渉を重ねていきながら、計画を進めていきたいなと思っております。

しかしながら、これは再三これまでもご回答申し上げてきました。相手の意向というものが変わらないということであれば、やむなくルートの変更も視野に入れていかなければならないのかなということでは考えております。当然ながらそういったケースとなりますと、上

司のほうにも協議させていただいた中で対応していかななくてはしょうがないのかなと、その辺は新設道路ですので、少し柔軟な考えを持って対応していきたいなというふうに思っております。また、宮内委員も地元の議員さんということで、いろいろ側面からお願いしております等々ございますけども、以前の一度農免道路で買収等々もありますので、その辺の様子も伺いながら交渉に当たっていかうというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より2点報告させていただきたいと思います。

農水産課の資料1ページ、上の段と下の段になります。少し小さくて申し訳ありません。

農水産課の資料をご覧ください、まず保安林減災盛土工事、上の段の執行状況になります。9月の常任委員会で10月より工事に入る予定とご報告しました件、この件につきまして、現在の進捗状況でありますけれども、こちらを報告させていただきたいと思います。

現在、準備工及び仮設進入路設置工事並びに附帯する構造物撤去、こちらの工事を完了しております。今後、主工事であります盛土工事の土砂搬入を現在行っております。おおむね12月中には搬入は完了する予定でありまして、その後、排水構造物、柵、芝張り等の工事も来年3月までには完了する予定であります。周辺住民の方々についても、工事について理解を得ておりますので、特に問題なく順調に進んでおります。

続きまして、2点目になります。資料下の段の保安林植栽工事であります。海岸市有保安林で松くい虫等の被害を受けました場所に松などの苗木を植栽し、保安林の機能回復を図る工事を行います。工事場所につきましては、井戸野地先で、あさひパークゴルフ場より500メートルほどの西側のこの下の地図の赤く塗ってある場所になります。工事の概要につきましては、整地した1,667平方メートルにクロマツ、トベラ、マサキ、こちらを合計1,664本植樹する予定となっております。なお、記念植樹会といたしまして、来年2月18日に富浦小学校の3年、4年生に協力していただきまして、苗木を植えていただく予定となっております。そのほかの概要につきましては、この右下の記載のとおりでございます。

以上、農水産課より報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、千葉県が施工しております海岸基盤整備事業の関係でご報告させていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

2-2工区平面図というものでお示しておりますが、横根から三川、船曳場までの間の間で、今、丸で示してございます護岸工事、順番はちょっと変わってしまいますけれども、東側からその3、その4、その1、その2ということで現在契約が終了しております。まだ現場のほうは始まっておりませんが、下のほうに断面図をお示してございます。これは標準断面ということでお考えください。あくまでも計画の天端高が海拔6メートルに合わせます

ので、高さが2メートル60から2メートル80センチくらいの高さの擁壁をこれから着工していくということでございます。なお、図面にもございますとおり、位置につきましては、自転車道路の南側へ隣接して施工していくものでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） それでは、所管事項の報告で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

○委員長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時28分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

文教福祉常任委員会

平成26年12月12日（金曜日）

# 文教福祉常任委員会

平成26年12月12日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

議案第 1号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 6号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 出席委員（8名）

委員長	林 七 巳	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	佐久間 茂 樹
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代
委員	米 本 弥一郎	委員	高 橋 秀 典

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（2名）

議長	高 橋 利 彦	議員	林 晴 道
----	---------	----	-------

## 説明のため出席した者（25名）

教 育 長	彗 田 哲 雄	環 境 課 長	浪 川 昭
保 険 年 金 課 長	渡 邊 満	健 康 管 理 課 長	野 口 國 男
社 会 福 祉 課 長	加 瀬 恭 史	子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	病 院 事 務 部 長	飯 塚 正 志
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学 校 教 育 課 長	石 見 孝 男
生 涯 学 習 課 長	佐 久 間 隆	体 育 振 興 課 長	石 嶋 幸 衛

病人 院事 総課 務長  
その 其他 担当 当員  
職

河 北 隆  
1 1 名

病院医事課長 片 見 武 寿

**事務局職員出席者**

事 務 局 長 伊 藤 恒 男 事 務 局 次 長 高 安 一 範  
副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（林 七巳） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここに委員長挨拶とありますが、これは割愛します。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、よろしくご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開催いたします。

なお、林晴道議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたのでご了承願います。

本日、高橋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました、一般会計補正予算を含む3議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ、慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単でございますけど挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

議案等の説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して茅田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（茅田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表しご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日は、付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第6号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制

定について、ご審議をいただくことになります。

執行部より提案の3議案、慎重審議の上、いずれも可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

---

### 議案の説明、質疑

○委員長（林 七巳） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

歳出のほうから説明したいと思います。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

3款1項2目障害福祉費、説明欄1の地域生活支援事業1,179万9,000円の増は、当初見込みよりも実績がだいぶ増加しておりまして、補正をお願いするものであります。

委託料ごとにご説明いたします。

まず、移動支援事業委託料は、障害者等の社会生活上に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援するためのものですが、昨年度実績よりも利用人数、利用時間数が増加し、今年度上半期では1.26倍の伸びとなっているため、今回の339万5,000円を見込み、予算の補正をお願いするものであります。

また、次の日中一時支援事業委託料は、障害者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等の日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するた

めのものですが、昨年度実績より利用人数及び利用日数が増加し、今年度上半期実績では1.43倍の伸び率となっているため、840万4,000円を見込み、予算の補正をお願いするものがあります。

なお、これらの歳出に対する歳入についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

13款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金587万3,000円は、歳出の2分の1を国から補助していただくものであります。

次の14款2項1目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金の293万6,000円は、歳出の4分の1を県から補助していただくものであります。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、同じく議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第4号）の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

歳出になります。3款3項1目児童福祉総務費の説明欄2の子育て世帯臨時特例給付金給付事業250万円は、この子育て給付金は児童1人につき1万円を支給するものでございますが、この支給対象者が当初見込んだ人数より増える見込みであるため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳入になりますが、13款2項2目2節の説明欄1の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、補助率10分の10の250万円は、ただいま歳出のほうで申し上げました給付金に対する国庫補助金10割分でございます。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） すみません、15ページの障害者福祉費、地域生活支援事業ですが、移動支援、また日中一時支援ともに利用者数が増加しているということですので、今現在のそれぞれの事業の利用者数を、昨年度と今年と、相当増えているようですので比較してお伺いしたいのと、あと日中の一時支援に関しては、平均の利用時間がもし分かればこちらをお願い

したいんですが。

よろしくをお願いします。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

利用人数ですが、まず移動支援のほうですが、今までの平均では40人ほどの利用でございました。昨年までですね。今年に入りまして、48.3人ということで人数が伸びているということです。

また、日中一時につきましては、昨年までは29人の利用平均ですね。今年に入りまして、41人の利用ということで利用人数が伸びております。

それと、平均利用時間ですか。昨年までは月平均にしまして141時間ぐらいの利用がございました。今年度に入りまして、月平均で201時間というようになっておりますので、利用時間も伸びているということでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） おはようございます。どうもご苦労さまです。

今の民生費のほうは高橋議員が聞いてくれましたので、子育てのほうですね。課長、世帯は何世帯くらいありますか、これ。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） ただいまの景山議員のご質問にお答えいたします。

人数は今回補正後で7,750人でございますが、世帯のほうは4,679世帯を見込んでおります。以上でございます。

○委員長（林 七巳） ほかにありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 景山委員と同じ子育て世帯臨時特例給付金給付事業についてお伺いしますけれども、この事業は今年の4月に消費税が8%、5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、負担を軽減するための措置として行われた事業だと思っておりますけれども、今回の市長の政務報告にもその内容が示されております。

消費税を8%に上がったことに対する給付事業は、子育て世帯への給付と、それからもう1つ臨時福祉給付事業ですか、2つあったと思いますけれども、今回は子育てについて予算が足らなくなりそうだとということで、補正の予算が予算化されているわけでありましてけれども、一方、市長の政務報告をしてみますと、福祉給付金ですか、臨時福祉給付金ですね。これは9,600万円ほどの支払いを今のところしていると。これについては、予算が2億7,000万円もあったわけなんですけど、一方では大幅な予算を確保して支払いが少ないと。子育てのほうについては予算が足りない。これはこういったようなことなのか、その辺についてまずお伺いします。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、補正をお願いしました内容を少し詳しく説明させていただきます。

まず、子育ての給付金のほうの該当者でございますけれども、大きく言いますと2つございます。今年の26年1月1日時点でまず住民票のある方。それから1月1日時点、児童手当を受給している方。そして、さらに25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方へ児童1人1万円を支給するものですが、この児童手当ですけれども、支給の方法2通りに分かれておまして、一般の方は旭市として子育て支援課から支給しております。公務員の分は、それぞれの勤務先であります所属長のほうから児童手当が支給されております。

今回、私どもでは公務員のほうの分は全部把握できておりません。実態をつかんでおりませんもので、公務員のほうの数字が若干伸びがありますもので、今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それではもう1つの質問といいたいでしょうか、臨時福祉給付金の予算の関係ですけれども、当初、予算を組みましたのは、これはご案内のように国のお金ということで、国からこのような形で数字を把握しろという指針がまいりました。それに基づきまして、人口から納税者の数、非課税世帯が対象ということですので、納税者の数を引きまして、それから扶養親族を引きまして、生活保護世帯も対象外ということですので、そういったものを控除して、残りが対象であろうという数字をつかみました。それが2万1,000人ということで、非常に大きな数で多いなと思ったんですが、指針がそういうことでしたので、その数字にいただける1万円と、加算の率も59%とありましたので、5,000円を加える

方の人数を加えまして予算を計上しまして、大きな額になります2億7,000万円という金額になったわけでございます。

それで実際に実行してみますと、現段階で実際の対象者は約半分の1万2,126人ぐらいかなというふうに今つかんでおります。そのようなこともございまして大幅な開きが出ました。

また支出額ですけれども、市長が説明したのは11月までの対象で9,600万円ということでお答えしましたが、その後12月に精査して、もう1回試算化して支出してございまして、それが1,500万円ほどございますので、現段階では1億1,164万円の支出をしております。対象者からしますと72%の支給を終えているということでご了解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） 内容のほうは大体分かりましたけれども、非課税世帯の方に、市民税ですね、市民税が非課税の人に支給するというような給付金だろうと思っております。で、きのうの新聞ですか、来年度もこの事業を行うというようなことが出ていたわけなんです、今回のやり方ですが、全世帯に皆さん該当されていますか、されていませんかといったような調査の手紙が来たと思うんですが、そういうやり方を来年度も同じようにやるのかどうか。来年度もまた同じ事業を国がやるというような方針がきのうの新聞に出ていた中で、非課税という家庭はある程度市でも把握ができると思うんですが、来年度どういうふうにするか、その辺について伺います。

○委員長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 今年度につきましては、ご案内のように国のお金ということで国の指針にのっとりまして、我々は同じ旭市ですけれども、税務課と福祉のほうで違いますので、税情報を直接見ることはできませんので、同意書をとってやりなさいという国の指針がございましたので、それに基づいて全世帯に同意書をとってやるという方法を行いました。

方法も分からなかったもので、こういう形で国の指針にのっとりまして全て行ったわけですけれども、今回やってみますと、確かに明らかに該当でない家まで全部行ってもらえるのかというようなこと、無駄といいましょうか、手戻りがありますので、次の方法については新聞報道等ございますけれども、国・県からの正式な連絡というものはまだございません。それでまた、どの範囲で、ぴったり同じでやるのか、多少変わるのか、範囲が違うのか、その辺も全くそういうことに関してはちょっと分かりませんので、その方法が明らかになった時点で、全世帯というのは1回やってみましたので、もっと効率のいい実効性の上がる方法を選択し

ていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 議題とはちょっと違いますが、障害者福祉事業の一環の中で前年度ですか、事故が生じていたわけですね。その後の現在の状況報告する義務があるんじゃないかなと、私は課長にそう思いますがいかがでしょうか。

○委員長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） すみませんでした。実は進展としましては民事に訴えるということで、お金に関しまして実は裁判というんですか、それに訴えました。それで、裁判のほうでは本人が全面的に認めたということで、それを6月にいただいております。

その後、本人はお金がないということで支払いのほうはされておりません。あと警察のほうへの訴えも昨年行いまして、今年に入りまして調査といいますかうちのほうに入りまして、警察のほうと協議をして進めておりますが、なかなか警察のほうの証拠立てといいたいまいしょうか、そういったものはなかなか慎重でありまして、進めているという返事はいただいているんですが、具体的な動きとしては今のところないと。うちのほうの協議はもう3回、4回進んでるんですが、人を代えて、調査の相手方が代わったりして広がってはいるんですけども、実際には動いていないという状況でございます。確固たる動きといいますか、この時点がここまで行ったというのはちょっとなかったものですから、9月でもちょっと報告を申し遅れまして申し訳ございませんが、次回にはもうちょっと精査して、段階的にここまで行っているというものをお示ししたいと思っております。

すみませんでした。

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、議案第6号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

新旧対照表の24ページをお開きください。

現在、出産費用に係ります助成につきましては、出産育児一時金39万円に産科医療補償掛金として3万円を加算して合計42万円支給しております。今回の産科医療補償制度の見直しによりまして、掛金が3万円から1万6,000円に引き上げられたことによりまして、出産育児一時金の総額はそのまま42万円を維持したいということで、健康保険法施行令が改正され

ております。これを受けまして、市においても条例で出産育児一時金を現行の39万円から40万4,000円に改正するものであります。なお加算額につきましては、旭市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の加算に関する規則に規定されておりますので、この後規則においても現行の3万円から1万6,000円に改正する予定であります。このことによりまして、被保険者の出産に係る費用ですけれども、全体で1万4,000円ほど軽減されることになると思われまます。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特に質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足説明がありましたらお願いいたします。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、議案第8号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

資料の新旧対照表、一番最後のページになると思います。ご覧ください。

別表第3（第2条関係）の分娩料の欄をご覧ください。時間内15万円を12万円に、時間外17万5,000円を14万5,000円に、休日・深夜20万円を17万円に、帝王切開時12万5,000円を9万5,000円にそれぞれ3万円の引き下げを行うものです。

この改定は、分娩料に含まれている産科医療補償制度の保険料が変更になることに伴い実施するものです。産科医療補償制度の保険料は平成21年の導入時より3万円となっておりますが、今回保険料の見直しにより平成27年1月より1万6,000円に減額となるため、改正するものです。保険料は今後も変更の可能性がありますので、別途加算するとして分娩料と分離いたしました。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 1点お伺いいたします。

今の説明で、結果として分娩料が産科医療補償制度に係る掛金が下がることで1万4,000

円下がるという説明でありましたが、同じこの別表第3の備考欄の上2つ、特別なリスク管理を行った場合は3万円、特別な新生児処置を行った場合は1万円を加算することとなっております。

実際に分娩にどのぐらいの費用がかかるかということでお伺いをしたいのですが、このリスク管理や新生児処置をする頻度といたしますか、出産に対する割合あるいはその内容と、またこのリスクを下げるような方法があればお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

○委員長（林 七巳） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、本年の4月からの状況でご説明申し上げます。

まず、4月から10月までの分娩件数は全体で652件でした。そのうち、今回のこの3万円はリスクでいうと中程度のリスクということになりまして、この上のハイリスクに関しましては保険適用となります。その保険適用となったものが、652件の中の73件ございました。その手前の中リスクということで、保険適用にはならないけどかなり医療資源のほうを投入したというような方に3万円を加算させていただいてるんですけど、それが58件でございます。

次に新生児のほうなんですけど、新生児に関しましては、保険適用になる新生児の仮死状態で生まれた方の蘇生術が44件、652件の中の44件ございました。そのほかに、新生児科のドクターが立ち会いましてその一手手前のレベルの処置を行ったのが133件。こちらは1万円の加算というようなことになっております。

続きまして分娩の費用なんですけど、全体で差額室料とか全部入れまして45万から50万円。特に何も無い方がその程度となっております。今の加算がつきますと、それぞれ3万円とか1万円それに加算されるわけですが。

あとはリスクなんですけど、リスクに関しましては近年、周辺の医療機関、公立病院等でも産科等の縮小がございまして、特にリスクの高い患者さんが当院に紹介等で送られてきております。

そのほか、何も無い方が民間のクリニック等で出産するというような状況になっていると思います。どういう方かといいますと、まず年齢が40歳以上とかの初めてお産する方とか、あとは早産になってしまう方、あとは持病を持ってる方ですね。血圧が高いとか糖尿病があるとかそういう方がこのリスクの対象となります。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（林 七巳） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

所管事項の報告

○委員長（林 七巳） 次に、所管事項の報告がありましたら、報告のある所管課は随時報告してください。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、健康管理課のほうから新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしましたので、その概要につきまして説明をさせていただきます。お配りしてあります行動計画と概要書があると思いますけれども、そちらのほうを見ていただきたいと思います。

市長政務報告でもご説明いたしましたけれども、特措法に基づきまして作成いたしましたのでその概要につきまして説明をさせていただきます。概要版のほうを見ていただきたいと思いますが、まず少し経緯を説明をさせていただきます。

まず新型インフルエンザ等ということですが、これは今まで流行を起こしたことのないインフルエンザウイルスが鳥や豚の世界から人の世界に入りまして、新たに人から人に感染するようになった感染症のことを指すものであります。2012年5月に特別措置法が制定されております。お配りいたしました行動計画書ですが、これは全国全市町村が一貫した対策を図るために、特別措置法に基づきまして作成したものであります。盛り込む内容につきましては、対策の枠組みを示すこととされておりまして、全市町村がほぼ同じ構成、同じ内容となるものであります。

それでは、行動計画概要書のほう、1ページをお願いしたいと思います。

まず、対策の目的ということで2つ並べてあると思いますけれども、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することと、市民生活、経済に及ぼす影響が最小となるようにするということの2つの目的であります。

5番を見ていただきたいと思います。この計画書の書式で示されております発生時の被害想定をすることになっておりまして、市人口の25%が罹患するということを前提として作られております。

次に2ページをお願いしたいと思います。

7番、目的達成のため発生段階ごとに5つの項目に分けて対策を立案するようになっ

ております。1つは実施の体制、2つ目は情報の提供と共有、3つ目は予防及び蔓延防止、4番目は医療、5番目は市民生活経済安定確保の5項目になります。

8番を見ていただきたいと思います。旭市対策本部ということですが、これは国内で発生した場合に国が緊急事態宣言を発令したときに設置するものでありまして、所掌事項につきましても国、県の対処方針に基づく対応策等15項目であります。

申し訳ないです、3ページをお願いをしたいと思います。

各関係機関の役割分担を示しておりますけれども、旭市の役割を見ていただきますと、緊急事態宣言後に対策本部を設置いたしまして、必要な対策を国、県と連携いたしまして実施していくこととなりますが、主な対策といたしましては市民への予防接種が1つあります。もう1つは発生時の要援護者、いわゆる高齢者の方あるいは障害者の方への支援ということが主な役割となります。

少し飛びますけれども、(6)個人の役割というのがあります。これは手洗い、うがい、マスク着用や人ごみを避ける等の感染拡大を抑える対策が役割ということで示されております。そのほか医療機関、登録事業者、国、県の役割を示しております。

最後にA3の大きな、折り畳んでありますけれども5ページをお願いしたいと思います。

これは先ほど申し上げましたように、発生段階別に主な対策の概要を示したものでありまして、点線の部分が主な対策ということで示させていただいております。詳細につきましては本文のほうに掲載をしているところであります。

策定に当たりましては、学識経験者はじめ旭市の医師会、それと関係機関との協議を行ったほか、パブリックコメントを経て決定をさせていただいたものであります。今後はこの行動計画に基づきまして新型インフルエンザ対策、図っていきたいと考えておりますのでお願いしたいと思います。

なお、さらに具体的な対策につきましては関係省庁ごとに対処方針が出されますので、いわゆる旭市で申し上げますと、関係各課ごとの具体的なマニュアルを策定をしていく予定になっておりまして、その作業を現在始めたところであります。

以上であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(林 七巳) それでは、所管事項の報告は終わりました。

何かお聞きしたい点がありましたらお願いいたします。

議長。

○議長(高橋利彦) それでは、病院の問題について分けて何点か質問させていただきたいと

思います。

今、病院の経営内容がいわゆる独法ということで、独法化が進められているわけですが、そういう中で26年度の決算でちょっとお尋ねしたいと思いますが、25年度約8億5,000万円ですか、利益が出ているわけですが、これはたまたま退職手当の負担金、これを払わなかった、また市から繰り入れしたからこういう数字になっていると思うわけですが、そういう中で中央病院の実質の収支はどういうふうになっているのか。これは執行サイドにお尋ねしたいと思います。この議会に出すのはこれは病院でございませんで、執行サイド、市長の名前で出すわけですが、執行サイドにお答えをいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○委員長(林 七巳) 議長。

○議長(高橋利彦) それでは、病院サイドからお答えいただきたいと思います。

○委員長(林 七巳) 病院事務部長。

○病院事務部長(飯塚正志) 25年度決算につきましては、今議長のほうからお話がありましたとおり8億5,300万円余の純利益を出しております。その中に市及び退職手当の給付金が入っていないと。いわゆる退職手当の分等が抜けていて、かつ市のほうからお金をいただいて、8億5,300万円ということになっております。

したがいまして、それらを除いたらということであれば実質的に、実質的というか、そこから約17億円ですから、9億円ぐらいマイナスになるような勘定になりますけれども、実際のところ退職給付金につきましては、本来ですと11億円から12億円くらい払うということになっておりますけれども、これはもともと12億円払うということ自体が合併のときの経緯からしてそういうふうになってしまったわけですが、病院の退職金というのはもともと6億円ぐらいしか毎年払っておりませんので、非常に多くの額を過去ずっと払ってきたということで、現在事務組合のほうには90億円近く病院のほうの退職金が積み上がっている状態になっておりますので、それを勘案してマイナスとかプラスという議論というのはどうかというふうに考えておまして、実際のところは、ですから市からいただいたものを除いて、我々といたしましては2億円程度の黒字になっているというふうに考えております。

以上です。

○委員長(林 七巳) 高橋議長。

○議長(高橋利彦) 2億円の、これはちょっとそういう部長答弁はおかしいと思います。 8

億5,000万円利益がありましたけど、市から6億8,000万円入っている。それから払わなかったから、これは当然これから払う、また60億円ですか、アッパーが。その際には今度払うようになるわけですよ。それでまた多く払ってあるからって、それは事務組合と市の関係ですから、幾ら多く払ったってこれは返ってこないと思うんですよ。

いずれにしても、今10億円の、実質10億円の赤字なんですよ。しかし表面上見たら8億円の黒字と。それは十分認識していただきたいと思う。

そういう中で、じゃあ26年度はどういう決算の予定になるのか、概略分かりましたらお尋ねします。

○委員長（林 七巳） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 26年度の決算については現在まだ精査中ではございますけれども、市から繰り入れが幾らあるかということもはっきり決まっていない中で、現在の状況では一応黒字を確保するつもりで予定を見込んでおります。黒字を確保する見込みを予定しております。

○委員長（林 七巳） 議長。

○議長（高橋利彦） じゃあ、それはそれでいいです。

そういう中で、独法を進めているわけですが、これは市と病院だけで話し合いを進めているんですか。結局県の広域医療圏ありますね。そういう中で県、それからまた国を含めた中での独法化を進めてるのか、それともただ単に市と病院だけで独法の話をしているのか、その辺分かればお尋ねします。

○委員長（林 七巳） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 独法化につきましては県の認可が必要になりますので、県総務部市町村課とは協議しておりますけれども、周辺市町村等と協議等は現在しておりません。

以上です。ですから、市役所と病院と県の市町村課で協議をして進めております。

○委員長（林 七巳） 議長。

○議長（高橋利彦） 市町村課では実質医療関係の話、県に医療部局みたいなものがありますね。

そことは全然話しないで、ただ単に市と病院、内部だけの話し合いということですね。それでこれは了解しました。

○委員長（林 七巳） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今お話ししたのは、認可権を持っている市町村課と正式な協議ということでやるということでお話ししているわけでありまして、県の医療圏等を担当して

いる医療整備課、それから健康福祉政策課とは、同じようにそういうふうな方向で考えているというようなことは事前にお話を進めることになると思います。ただ、この間正式に方向性が出たのは今回の議会でございますので、まだ正式ないわゆるお話等は市のほうからいっていないと考えております。ちょっと市じゃありませんので、そういうふうに伺っております。

○委員長（林 七巳） 議長。

○議長（高橋利彦） じゃあ、独法化を進めるためのただ事務的な打ち合わせということでしたら解していいですね。

それからあと、一般質問におきまして薬の問題の一般質問が出ました。その中で、消費税値上げによって2億円くらいのマイナスとかなんとかということで答弁されているわけですが、今年、26年の4月ですか、診療報酬の改正ありましたよね。4月から診療報酬改正になってますね。その際、消費税は8%でありました。ですから当然、診療報酬、審議会の中で薬価についても8%の、売る場合オンされるわけですね。また仕入れも当然8%オンされますけど、そんな中で、なぜ消費税で減収になるのか。約2億円ということであると、5%から8%になった場合、3%あります。今の病院の薬の仕入れ、約70億円ですので、3%という計算してあるかもしれませんが、これはもう既に仕入れにも売りにもオンされますから、全然消費税は関係ないと思うんですよ。ただ、消費税が関係あれば、本来であれば来年10月から消費税10%になりますから、2%は当然、これはどうなるか将来分かりませんがね。今年の4月では分かりませんが、2%は事によったら薬局の部門で負担しなくちゃならない。それともそこでまた見直ししてくれと。この辺は分からないわけですが、そんな中で半年間ですから、70億円の半分ですから35億円。2%ですから7,000万円ですよ、例えば負担しても。ですからまるっきりその答弁、消費税云々というのは、これは答弁の中で私はおかしいと思うんですが、その辺なぜそうなるのかお尋ねします。

○委員長（林 七巳） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今ちょっと手元に消費税関係の数字がないので申し訳ないんですけども、今回の診療報酬の改定は、消費税は診療報酬にたしか1.6だったかと思うんですけども上乗せされていて、薬価については引き下げになっております。

したがって、この間お話ししたのは薬剤部においてはこういうふうな数字になっているというお話を差し上げたので、また診療報酬の上乗せ部分においても、大病院においては6割まで補填がきいていないというようなことも言われておまして、したがって薬剤

につきましては、消費税についてはもろ病院ではかぶっているということでございます。

○委員長（林 七巳） 議長。

○議長（高橋利彦） ここに改定のあれありますけど、それは全然ないんですよ。その問題は後にして、じゃあそれなら、今中央病院で70億円の薬、仕入れしているわけですね。それで売り相場も決まっているわけですね。そうでしょう。決まっている中で仕入れはどのような形、入札方法でやっているのか。それから、70億円の薬だけの利益はどのぐらいあるのか、それをお尋ねします。

○委員長（林 七巳） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 仕入れにつきましては、いわゆる卸の会社からそれぞれの薬につきまして相見積もりをとりまして、その中で一番安い業者から購入しております。

それから、薬品の購入とそれから売上げの差額については、前の常任委員会でもたしか申し上げましたけれども、それについては今お答えすることは控えさせていただきます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 議長、次の仕事があるもので、いいですか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 今高橋議長が質問してますが、病院も部長、退職金の手当の負担金、この繰り入れがないと実質赤字になっていくわけですよ。分かっているでしょう。だからこれ、やはり病院の職員もしっかりと心して経営に臨まないと大変なことになりますよ、はっきり言って。

だから独法に移行して行ってやろうという考えだろうと思いますが、今の体力のあるときに何とか独法にしたいというのが、要旨がこの間の答弁でありました、議会でね。私はそうかなと思ってはいるんですが、やはり6億8,000万円も繰り出し金があるわけですよ、市からね。これなかったら赤字ですよ、完全に。

それでこれ、あれでしょう、今60億円以上積んだから戻ってきてるわけだよ、退職金が。だけどそれが60億円今度切ったときには、また退職金、引当金積まなきゃならないでしょう。そうするともっとここでまた赤字が出てくるわけですよ。だからしっかりと部長、職員にやはりふんどし締めていただかないと、心していただかないと大変なことになると。だから私は、議長も心配して質問してるんじゃないかなと、私もそのように思いますので、きょう会計課長いないので部長にあまり数字的なことを質問しても失礼になりますから、この辺でしっかりと病院経営やっていただきたいという要望で、答弁は結構ですから。

○委員長（林 七巳） じゃあ、最後に議長。

○議長（高橋利彦） 最後にもう1点お尋ねします。

結局25年度の薬の実績で見ますと、81億円の売上げにおいて4億円しか利益ないんですよ、薬で。薬九層倍って言葉ありますけどね。そうすると2%なんですよ。

そういう中でこの前、院外薬局にするからということで説明あったんですが、その利益の数字をあからさまにできないという中で、先般の出してきた数字は全く、極端にいいかげんな数字になっちゃうわけですよ。ただ作っただけの数字ということになっちゃうと思うんです。それだけ。

以上です。

---

○委員長（林 七巳） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 七 巳

総務常任委員会

平成26年12月15日（月曜日）

# 総務常任委員会

平成26年12月15日（月曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 専決処分の承認について

## 出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保
委員	太 田 將 範		

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（2名）

議 員	景 山 岩三郎	議 員	米 本 弥一郎
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者（20名）

副市長	加瀬 寿一	秘書広報課長	飯島 茂
行政改革 推進課長	加瀬 正彦	総務課長	堀江 通洋
企画政策課長	伊藤 浩	財政課長	林 清明
税務課長	佐藤 一則	市民生活課長	伊藤 正男
会計管理者	赤松 正	消防長	佐藤 清和
監査委員 局長	田 杭 平 三	その他担当 職員	9名

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	高安 一 範
副主幹	榎澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここに来て、朝晩だいぶ冷え込んできましたので、委員の皆さんにおかれましては、健康管理に十分留意されまして、審査のほどお願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、景山岩三郎議員、米本弥一郎議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、委員会に審査をお願いいたします議案は、7議案でございます。

内訳は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、最後に、議案第12号、専決処分の承認について、これは平成26年度旭市一般会計補正予算でございます。以上の7議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するように努めてまいります。何とぞ、全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げます。

して、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、専決処分の承認についての7議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第4号）について、財政課からは本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。

なお、主なもの内容につきましては、担当課よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、議案第1号の人件費について補足説明申し上げます。

補正予算書の28ページをお願いいたします。

給与費明細書です。今回の補正は、給与改定の影響額について補正を行うものであります。初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に合わせて期末手当の支給率を改正することによるものです。補正後と補正前を比較しますと、期末手当が154万9,000円の増、共済費4万1,000円の増となります。合計で159万円の増となります。

続いて、29ページをご覧ください。

一般職についてでございます。款ごとの人件費の組み替えを行ったものです。まず、補正後と補正前を比較しますと、職員数が2名の減、給料が2,051万7,000円の減でございます。職員手当等が2,973万4,000円の増、共済費が921万7,000円の減となり、合計額の補正はございません。

次の、30ページをご覧ください。

給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。給料の増減額はマイナス2,051万7,000円、うち増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は、963万6,000円の増となります。これは、人事院勧告に基づき給料表を平均しまして0.3%引き上げ、改正を行うことによるものです。その他の増減分ですが、3,015万3,000円の減となります。この内容は、退職等のいわゆる新陳代謝によるもの及び配置替え、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うもので、育児休業や休職の欠員による減額も含まれております。

次に、職員手当等の増額分2,973万4,000円は、制度改正に伴う増減分は4,013万2,000円の増となります。その内訳については、通勤手当の増額分の297万2,000円は、支給額の改正によるものです。

続いて、時間外勤務手当の88万円の増、休日勤務手当の3万1,000円の増、期末手当の237万6,000円の増については、手当の計算の基礎となる給料月額が、給料表の改正により増額となることによる影響額でございます。

次の、勤勉手当の増額分の3,383万1,000円は、人事院勧告に基づき12月期の勤勉手当を0.15月分引き上げ、勤勉手当の基礎となる給料月額が、給料表改正により増額となることによる影響額を含んでおります。

次の、夜間手当の4万2,000円の増額についても、給料表改正による影響によるものです。

また、その他の増減分は1,039万8,000円の減でありまして、これは、人事異動、育児休業、休職等による減額分で、それぞれ期末手当が738万8,000円の減、勤勉手当が301万円の減となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号、第3号、第4号、第5号の4議案については関連がありますので、補足説明がありましたら一括して説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 開会日の議案の補足説明と重複するところがございますが、議案第2号から第5号まで、一括して補足説明させていただきます。

まず、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回の改正は、一般職の職員の給与改定に併せて改正するものでありまして、第1条につきましては、平成26年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の205から100分の220に改め、100分の15引き上げ、年間支給率を100分の395から100分の410にするものでございます。

第2条については、平成27年度以降の期末手当の支給率を、6月期においては100分の190から100分の197.5に改め、12月期においては100分の220から100分の212.5に改め、期末手当の年間支給率を100分の410とするものでございます。

附則の第1項は、施行期日を定めるものでございます。第2項は、第1項で定める施行期日が、10月期の期末手当の基準日であります12月1日を過ぎてしまうため、本年12月期の期末手当の適用日を平成26年12月1日とするものです。第3項は、本年12月期の期末手当について、12月10日の支給日に改正前の率で支給したものを内払いとみなし、改正後の率との差額を後日支給しようとするものでございます。

議案第3号について補足説明を行います。

議案第3号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2議案につきましては、議案第2号と同様に改正するものでございます。

続きまして、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、職員の給与を改正するものでありまして、第1条で平成26年度の改正を、第2条で平成27年度の改正をしております。また、第3条、第4条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、人事院勧告に伴い、これも所要の改正を行うものでございます。

それでは、第1条からご説明いたします。

第1条でございますが、第27条第2項の改正は、平成26年12月期の勤勉手当の支給率を、1号では一般職の職員を100分の67.5から100分の82.5とし、100分の15引き上げ、2号で再

任用職員にあつては、100分の32.5から100分の37.5とし、100分の5引き上げるものでございます。

附則の第13項は、勤勉手当支給率の変更による55歳以上で7級職員の1.5%の給与減額に対応する勤勉手当支給率の算出率の変更をするものでございます。

別表1の給料表につきましては、国と同様に給料表を改正するもので、若年層に重点を置いて引き上げ改正を行うもので、給料表全体の平均改定率は0.3%となります。

また、別表2の改正は通勤手当でありまして、区分に応じて70円から3,060円までの幅で引き上げを行うものです。旭市の職員の該当は、ほとんどが70円の引き上げとなります。

第2条でございますが、第27条第2項の改正は、平成27年度以降の勤勉手当について改めるものでありまして、6月期、12月期とも100分の75に改め、再任用職員にあつては100分の35に改めるものであります。これにより期末手当と勤勉手当の合計は、年間で一般職にあつては100分の395から100分の410となり、再任用職員にあつては100分の210から100分の215となります。

第3条については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、特定任期付職員の給与の特例に関する第7条第1項の給料表の改正と、平成26年12月期の期末手当の支給率を100分の15引き上げ、年間支給率を100分の295から100分の310とするものでございます。

第4条については、平成27年度以降の任期付職員の期末手当について改めるもので、6月期、12月期においてはそれぞれ100分の155とし、年間の支給率を100分の310とするものです。

附則の第1項は、施行期日を定めるものでございます。第2項は、第1項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月1日を過ぎてしまうため、本年12月期の期末勤勉手当に係る部分について、適用日を平成26年12月1日とするもので、第3項は、本年12月期の期末勤勉手当について、12月10日の支給日に改正前の率で支給したものを内払いとみなし、改正後の率との差額を後日支給しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号、第3号、第4号、第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） ただいまの第2号から第5号までは同じような案件ということで、一括して説明があったわけでございますが、これは人事院勧告による給料改正なわけでござい

して、職員につきましてはこれは生活給ですから、人事院勧告に従ってやるのはこれはやむを得ないと思いますが、ただこの議員を含めた特別職ですか、これは今の説明ですと、一般職の給料改正に合わせて改正ということですが、この特別職は人事院勧告になぜ合わせなければならないのか、そしてまた、特別職につきましては報酬審議会がありますね、こういう中ではどういうふうになったのか、まずその辺をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 2点ほどご質問に対して、まず1点目の、特別職については職員と違って生活給じゃないのに、なぜ人事院勧告に基づいて行うかというご質問ですが、それについては、国には特別職の職員の給与に関する法律というものがございます。内閣総理大臣とか、そういう特別職についても期末手当という率がやっぱり改正をされております。

旭市においては、申し訳ないんですが、全国的なものなんですが、こういう人事院の勧告がございましたら、特別職、議員の期末手当については準じて、倣って、近隣と均衡を保つというのが給料報酬の理念でございますので、以前からそういう全国的な風潮でございます、倣って近隣と合わせてやっているというのが現状でございます。

それと、もう1点、報酬審議会がございます。最近では全然記憶はございませんが、記憶によりますと、報酬審議会は議員の報酬、特別職の報酬、期末手当については該当はしないのかなと思っております。給料を改正するときには、議員の場合には、議員発議で行う前に報酬審議会にかけて、それで議員発議をしていただくというような段取りになっていると思えます。

ちょっとお待ちください。旭市特別職報酬等審議会条例がございまして、旭市議会議員の議員報酬の額、または市長もしくは副市長の給料の額について審議するため審議会を設置することになっておりますので、議員であつたら報酬、議長の報酬、副議長の報酬、議員の報酬、これが該当いたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） では、高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、そうしますと、このボーナスは報酬にはならないということなんですか。

それと、また、旭市は農業を基幹産業としているわけですね。そういう中で基幹品目は米なんです。その米、今年は9,000円を割ってございまして、昨年から見ますと1俵当たり3,000円

以上安い。旭市、水田面積が約4,000町歩ある中で、12億円の減収なんですよ。

その減収だけならまだしも、今度は、結局はアベノミクス云々の中でかなり資材が上がって、農家はもうダブルパンチ、そういう中で果たして職員はともかく、議員を含めた執行サイドですか、果たしてこれを理解が得られるのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 実際に職員の人事院勧告というのは、平成26年4月1日時点で行います。調査を行って、千葉県の中に該当する企業というのはどのくらい、旭市に該当する企業はどのくらいあるのか調査をさせていただきますが、あくまでも4月1日の調査で改定を行う。この米の収穫時期というのは9月、そういうことで、高橋委員のおっしゃる議員特別職の期末手当を世間の情勢を見ながら、いいじゃないのか、理解が得られるのかというご質問に対しては、ちょっと私も何とも言えませんが、あくまでも人事院勧告というのは4月1日の時点で行っているものでございます。

ちょっと高橋委員の質問に対しては、慣例で今までずっと来ているもので、それ以上のお答えはちょっとできません。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 人事院勧告と特別職、これは全然次元が違うでしょう。先ほど、4月1日に人事院が出したと、それとはまた違うわけですよ。ですから、そんな中で、あえてこの時期に出す必要があるのか、それが一般住民に理解が得られるのか、その辺、副市長がいますから、副市長にお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） それでは、私のほうから、私も該当者ということでお答えさせていただきます。

この特別職、議員の報酬、そしてこういう期末手当、これまでも私のつたない経験、そして外の情勢等々を見まして、今までも、先ほど総務課長が説明したのと同じになるかと思いますが、一般職の職員の改定に合わせて、こういう率の改定、上がるとき、下がるとき、基本的に昔はほぼ上がりっ放しで下がるときはなかったんですが、下がる時代もこういう部分は、率の改定は同じにやってきました。

基本的に議員の報酬と特別職の報酬のあり方、そしてこういう率は、常に同じ体制で動き

たい、動いてきましたし、これはそのようにご理解をいただきたいと思います。

それから、先ほどの議長のほうからお話がありました米のお話、十分我々ももちろん知らないわけではありません。ここにも農家をやっている方、それから関係者、旭市は農業の市でございます。これは十分理解しながら、例えばそのときに、じゃ率じゃなくて報酬も考えるか、ここまでの判断ができれば、それはそれで一つの決断かと思います。ただ、この率の問題については、これでご理解いただけると私は思って、市長提案とさせていただいております。あとは、議員のご判断にお任せしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号、第3号、第4号、第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議でご説明申し上げたとおりでありまして、改めて補足説明はございません。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。  
林晴道委員。

○委員（林 晴道） 市営住宅なんですけれども、建物、解体をしていくということだったんですが、その解体費用は幾らぐらいを見込んでいるのか、それから解体した後の土地の跡地利用、何か計画があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。  
財政課長。

○財政課長（林 清明） まず最初に、解体費用ですが、当初予算で実は見込んでおりまして、両方合わせて528万円を見込んでいます。それから、跡地についてですが、どちらの住宅につきましてもまだ残っておりますので、ある程度まとまった形で空き地ができれば売ることを考えていきたい、そのように考えております。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 旭市の市営住宅なんですけれども、今現在の入居率はどのぐらいがあって、今後、壊して新しく市営住宅を新築で建てる予定があるのか、また随時、入居が少ない

から壊していくのか、その辺のところが分かりましたらお願いします。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず、入居の状況ですが、詳しい数字は持ってありませんが、9割を超えているかなと思っております。

それから、新しく建てる予定があるかということですが、現時点ではありません。と申しますのは、雇用促進住宅を手に入れたという経緯もありますので、基本的に戸数は足りているのかなという思いもあります。

ただ、今、双葉団地と神西住宅を政策空き家ということで新たに入れないことにしておりますので、そこがある程度片がつくといいですか、きれいになったときにもう一度考えるのかなと、そんな予定でおります。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第12号、専決処分の承認については、本会議でご説明申し上げたとおりであります。改めて補足説明することはございません。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（向後悦世） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、旭駅バリアフリー施設整備事業について報告させていただきます。

現在、旭駅で行われておりますエレベーターにつきまして、9月の総務常任委員会におきまして、進捗状況について説明させていただきました。先般、JR東日本株式会社千葉支社から連絡がありまして、竣工予定がスケジュールより早まるとの報告がありました。このことによりまして、12月26日金曜日からエレベーターの供用が開始されるということになりました。

以上で、バリアフリー整備事業についての説明を終わりにいたします。

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、せっかくの機会でございますので、病院関係の担当の方がおられますので、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、平成25年度の病院の決算、8億円からの利益を出しているわけでございますが、内容的には、何といたしますか、退職手当の積立金ですか、これらがなくなったからそういう利

益が出たと思うんですが、そういう中で、旭中央病院の実質の収支、それを除いた実質の収支はどうなっているのか、まずお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 実質収支ということで、中身の詳細については病院の職員が経理課、おりませんので、私のほうからは分からないということで、よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 決算、予算については、精査して議会に出すということになっているわけでしょう。そういう中で、私ども分からないというのは、あまりに無責任じゃないですか。

○委員長（向後悦世） じゃ、ちょっと休憩。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。決算の資料等を持ち込んでおりませんので、数字についてはご容赦いただきたいと思います。増えるべきはずの利益が出ていないじゃないかという趣旨だと思うんですが、それについては特別損金を見込んだという説明をいただいております。

以上です。

○委員長（向後悦世） それでいいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○委員長（向後悦世） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 退職手当の関係ですけれども、仮定の話として、もしなかったら赤じゃないかということなんだろうと思いますが、少なくとも市から繰り出した分につきましては、退職給付積立金として、普通の営業収支の外に出しておりますので、その分は差し引いて考えなければいけないのかなと思いますが、それ以外の部分でもまだもしかすると、仮定の話ではありますが、若干の赤はあったのかもしれないということだろうと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 約8億円の利益が出ていますよ。しかしながら、中身を見ますと、市から繰り出した分があるでしょう、6億何ぼ。それから、退職組合ですか、あそこへ積まなくていいのが約10億円ですね。そうすると、18億円くらい平成26年度は出さなくていい金がある。そうすると、実質10億円の赤字なんですよ。

それで、先ほど特別損失という話が出ましたが、ざっくりで結構ですよ、どういうものがあるのか、また今度は、恐らく市にも中期計画等ある中で、中央病院の結局収支計画はどうなっているのか、ざっくりで結構ですよ、その辺まずお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません、中期計画での見込みということについては、今ちょっと分からないので、ご容赦いただきたいと思いますが、特別損失の件につきましては、建て替え等に伴う除却損、そういったものがいわゆる償却資産の中での除却損がここ数年、額が多くなっているというふうに聞いております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ここ数年と言いますが、これは単年度でやっているわけでしょう、そういうことないわけですよ。それから、何と申しますか、中期計画が分からなければ分からなくていいです、ここでは。ただし、中期計画は市が受け取っているのか、それから市で中央病院を見ているセクションはどこにあるのか、法的にどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ただいまの中期計画については、少なくとも財政課には来ていないので、どこの課も受け取っていないだろうなと思います。

(発言する人あり)

○委員長(向後悦世) 副市長。

○副市長(加瀬寿一) 中央病院につきましては、こちら側では全体、中央病院の業務を管理、指導する部署は、こちら側にはございません。

この前もちょっと全協で申し上げたんですが、中央病院、公営企業全適の組織になっております。そこには地方公営企業法で定められた事業管理者がおりまして、全ての業務を代表いたしております。ということで、こちらからは、法律上の権限も持っています。ある程度市長の権限を除いた部分、全て権限を持っている管理者がおりますので、それを超える部分はこちらには置かない、置くと屋上屋とはちょっと話が違いかも分かりませんが、何も権限がない人間をポストとして作ってしまう、それはできないということで、置いてございません。

管理部門につきましても、その事業管理者の下に、あちらの事務室がいわゆる管理部門、病院そのものも管理する、そんな形態で来ております。場所によって、例えば船橋市だとか、大きな組織ですと、幾つか病院を持っています、そこで市のほうに病院局なりそんな形で置いております。その病院局のトップは、事業管理者イコールの方を置いている、そんな形が普通の形かとは思いますが、旭市の状況は、今そういう状況だということでお願いいたします。

○委員長(向後悦世) 高橋利彦委員。

○委員(高橋利彦) たしか公営企業法では一部なっていると、今、副市長が説明した一部は、話はなっていると。しかしながら、議会で議案を提出する、決算書を出すときは精査することになっているでしょう。なっている中で、なぜ置かないのか、まるっきりあれでしょう、丸投げなんで、極端に言えば、市がまるっきり手を出せないから丸投げ、そういう中で今度は、独法という話がありますね。そういう独法の中で、だいたいは進んでいると思いますよ、この間の話を聞きますと。

それで、今、独法の問題について、ただ事務的に独法にしますよと、そういう県との話です。独法にしますよと、どういうふうにしたらいいですか、それだけの事務的な話なのか、それとも旭市の中央病院の将来を見据えた中でどうするのかを、独法を含めた中でしているのか、それから今年実質10億円の赤字が出ているわけですね。そんな中で、中央病院がなぜ業務手当、これは骨折った分を出すのならいいですよ。それをボーナスというように一律で出すのは、市がどれだけ関与しているのか。

それから、もう実質10億円の赤字が出ていますね。そんな中で旭市の患者は3割なんですよ。旭市がなぜ7割のよその市町村の面倒を見ていかなければならないのか、その辺をお尋ねします。あとは、もうそれ以上は聞きません、聞いても同じです。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 私の答えられる範囲で答えたいと思います。

まず、冒頭ありました独法の関係ですが、あくまで事務的というより、この間本会議場で、これは管理者の立場からの思いもございました。とにかく、将来に向かって、その方向性がよければ、まだ最終判断で次に定款なり何なりを提案してという形に進んでいくとは思いますが、将来を見据えてということをやっております。これは、ただ事務的にぼんと投げちゃう、そういうこと、そんな理解はございません。

それと、経営状況、赤字、黒字の話ですが、これは経営形態、例えば独法にしたら赤字がなくなるだとか、バラ色だとか、全くそんなことは思っておりません。経営そのものは、形態を変えれば経営そのものが変わる、そんな形には考えておりません。経営は経営でそれなりに、いろいろ形態があっても、こういう経営のあり方は常に考えていかなければならないものだと思っております。今の形態であれば、例えば赤字体質がどうなるだとか、それはまた議論が違うかなと私は思っております。

ご意見いろいろございましょうが、それとはまた一つは違う問題。

また、独法の話にもう一回戻って申し訳ありませんが、とにかく医師だけでなく看護師も大変な状況になっているということ、このところ常に病院側からの報告も受けております。どうにかしなくちゃ、病院も真摯に考えております。管理者のほうもそうでございます。

市としましても、とにかくいい方向へと考えまして動いている、そんな状況です。

業務手当についても、経営がよければという話ですか、すみません、細かいことを分かりません。その部分についても、こちらには、あくまでも事業管理者の判断でやっております。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 病院、市民3割でございます。実際、ここまで歴代事業管理者と申しますか、病院長から皆さん頑張ってきて、大変大きな全国に誇れる、世界に誇れる病院にな

ってきました。それで、結果的に大きいものになっております。

旭市、6万8,000人口の一般会計で320億円のところで背負えるかということ、実際、これは人によってはナンセンスと言われることもありますし、ただ、どんな形でも大事にして背負っていかなくちゃしょうがない、そういうふうに思っています。

答えになっておりません。失礼します。

○委員長（向後悦世） それでは、ほかに所管事項の報告で、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 時間もないので手短に、この後質問ある方もあるようで、手短に答弁をお願いします。

本会議において、企画政策課長から3億円、4億円という誤った答弁がありました。これはどういうことを示しているんですか。何が入っているの、この中に、大ざっぱで、短くていいですよ。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） すみませんでした。全体的に、例えば移行に係る内部の電算システムとかそれから財務会計、そういったものの一連のものが含まれております。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） コンサルへの委託料といたら、まだ分からないと言ったんですが、コンサルの委託料はこの中には見ていないんですか、見ていない。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） それで、あと、当然この独法化に伴う費用は、これは病院じゃなくて市で持つんですよ。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） その辺について、これから病院側とも精査しながら、合理的な支出の仕方ということを中心に話し合っていきたいと思っております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ということは、公営企業で持つか市で持つか、まだ決まっていないんですか。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） ああ、そうですか、分かりました。

それと、じゃ続いて、国土強靱化計画ですが、これ、県のほうから何か指導みたいなのはあるんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 県の指導というのは特にございません。国の国土強靱化計画に沿った地方の国土強靱化という形での制度を作っておりますので……。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ということは、こういうのを作って国・県とかにいちいち報告しなくても、市独自で作っていいということですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 閉会日の終わった段階で、国土強靱化に対する今骨子ができましたので報告させていただくんですが、最終的には国土強靱化の地域のモデル指定になりました。なったことによって、計画が策定、終わった段階では公表するということになっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それと、じゃ最後に、公園のこと、市役所の庁舎の位置が無効になりそうという話、そうじゃないんですが、その場合に、まだ皆さんが説明を受けていませんが、当然公園の用地が減ったら減った分、新たに公園用地を買って、用地を取得して公園を造らせられるんでしょう、そのところをお願いします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まだ仮定なんですけど、文化の杜公園に決定したわけじゃございませんけれども、市民会議、それからそういう検討委員会の中で一番いいだろうという結果が、答申というより市長に意見書が出ております。

そういう中で、県・国とも今協議している段階です。それで、その減った部分については、もし文化の杜公園に新庁舎を建てるなら、ここの場所を公園として認めてもらえませんか、そういうものの事前協議をしております。決定したら本格的に入るつもりですが、公園というのは、今、都市計画公園部分には、1人当たり10平米という見直しも国のほうではしているようですが、それについては、こういう緑の多いところ、都会、いろいろ考えがございましょうが、法律では1人当たり10平米という基準がございまして。旭市の場合、今9.6かそこ

らでございます。そこで、法律的なものも指導もございますので、どういうふうに減らないようにしたらいいかの協議をしております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、私は、これ以上公園は必要ないと思うんですが、心配するのは、公園をせっかく造って減らした分、指導で新たに求めなさいよと言われる危険性もあるわけでしょう、それを心配しているんですよ。皆さんが1億5,000万円返せって、それしか言いませんが、新たに買ったら同じことなんです。新たに庁舎を買うと同じなんですよ。新たに土地を買わされて、そこに公園を造らせられる、そこまでのことを想定しなければいけないでしょう、そういうことはあり得るでしょう、大体なるでしょう、普通にいったらなっちゃうでしょう。

だから、それを説明しないと、ただ公園があるから、土地が取得費かからない、そうじゃないじゃないですか。新たに公園を買うんでしょ、その分、潰した分。せっかく造った公園を、補助金を返し返し庁舎にして、新たにまた土地を、これ以上公園はいりませんよ、いらなくても、買いなさいよと言われたら買わなければしょうがないでしょう、国の指導があった場合。それが、そういうことを説明して庁舎の建設とかを図らないと、皆さん方が知っていて議員ら誰も知らないと思ったら、やっぱりいろんなところからあるから、こういう危険性もあるんですよということを言ってくれないと、ほとんどの議員は知りませんよ、それ。そこをちゃんと行って、理解を得た上で進めないはずだと思います。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 実際に木内委員のおっしゃるとおり、国の指導、県の指導というのは、やっぱり減った分は求めなさい。ただ、市としては、求めることについてはしないように、この場所でできないかという協議を何回も繰り返しております。そういうことで、今の時点ではそういう努力をしているところです。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 努力をしているということも説明しないと、でも、確率からいったら買わせられる確率は高いんだということをよく知って、努力はしますよと、これ以上いらないと努力しても、買いなさいと言われれば買わなければいけないんですから、そこはそういう可能性が7割か8割あるでしょうということでしょう。

○委員長（向後悦世） それでは、ほかに所管事項の報告で、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 税金の徴収の状況についてお伺いしたいんですが、まず旭市国民健康保険事業、これで本年度の第1回の定例会で同僚議員が質疑をしているんですけども、平成26年度当初予算の収納見込み率につきましては、滞納処分強化の成果が若干出ている中、上乘せを見込みまして、現年度分、全体で89.2%といたしました。

その後、現状がどのようなところになっているのかお伺いしたいのと、あと、その徴収率の向上に対して、全庁的な取り組みで各課管理職による現年度滞納分の臨戸徴収を実施する、そのようなところの具体的な状況をちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 国民健康保険ですけれども、平成26年度で率の改定を行いまして、11月末現在の状況なんですけれども、現年度につきましてはやはり若干その影響がありまして、対前年同月比、11月末現在で、現年度分でマイナス0.62%ということになっています。

それで、あと滞納繰越分、要するに古い分の税金なんですけど、こちらは逆に、昨年11月末より2.1%の増ということになっておりまして、現年、滞納繰り越し、合わせまして、昨年と比べまして1.86%の増ということになっておりますので、これから3月それから5月末までに、国保の現年度分のマイナスをプラスに持っていくというのが大きな課題となっております。

それから、徴収率の向上のために全庁的なものというようなことなんですけれども、こちらにつきましては、何年か前までいろいろと全庁的に時期を決めまして、管理職2名を1組に、大体20組ぐらいで期間を決めまして、1組20から30軒ほどの臨戸徴収という形をとっております。

全庁的にやるというものにつきましてはそれぐらいだったんですけども、現在、そういう計画をやればということであるんですが、課の方針としましても、やはり税金を納めてくれる方は大体96%、現年の分はいるんですけども、その方たちは自ら納めると。残りの4%に対して出向くというようなことで、ぜいたくを言っていられないんですが、ある面で、その辺でそういう労力を費やすというのが平等ではないということもありますし、今、ここ3年間ずっと徴収が若干上がってきているんですが、皆さん、税務課の趣旨が浸透してきま

して、取りにきてもらいたいという方はそれほどおりません。そんな中で、直接、支所なり本庁のほうへ出向いてきていただいております。

そんな状況ですので、あらゆる全庁的なものがほかにあれば、これからやっていかなければならないんですけれども、現状はそういう状況になっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） じゃ、現在は臨戸徴収を管理職の方はされていないということだと思わんですが、なぜそれをやめてしまったのか、もうちょっと具体的に聞きたいのと、今までやっていたところの実績が余りよくなかったのかどうか、回って徴収に応じてもらったりだとか、それがあつた程度形になって出るところが少なかったのかとか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 具体的に申しますと、今委員がおっしゃったとおりなんですけれども、実際に出向いて、10軒歩いた中でお家の方がいるというのが2軒程度なんかです。それで、あと、子どもさんの税金だとか、そういう形もありますので、本人に会えるという確率も非常に少ない。

それで、その場でお金をいただけるというのも本当にまれだということで、行く方の人件費を考えるとというようなこともどうかとは思わんですけれども、実際に効率的ではないということで、これは全国的にといいますか、県内的にも臨戸徴収というのは、昔はやっておりましたけれども、そうじゃなくて、自主納付という形の徴収方法が今定着しているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 報告がおくれまして、すみません。

前回の総務常任委員会の席で太陽光発電、道の駅の関係でお答えしたいと思います。

本会議の席上の中で、私のほうでは、太陽光発電をしないというような質問に対して答弁をいたしました。その積算につきまして、内容ということでよろしいですか。

○委員長（向後悦世） 内容というか、あれじゃないの、太陽光発電は設置しないという旨の答弁だったので、それを……

(発言する人あり)

○委員長(向後悦世) 結局、委員長報告というか、委員長におおむね理解してほしいということで話があったわけですよ。それを委員会全員に、委員長だけじゃなくて、委員会全体に同じことを言うていただければということです。

○企画政策課長(伊藤 浩) 議場でお答えしたように、道の駅では設置をしないという、準備委員会の委員の意見もお伺いした中で、市長のほうと協議させていただいて、そのような結果になりました。

以上です。

○委員長(向後悦世) それでは、所管事項の報告で、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員(木内欽市) せっかくですので、副市長、総務課長、どちらでもいいけれども、職場内でパワーハラスメントとかセクシュアルハラスメントというのは、今のところはどんな状況ですか、ないんでしょう。

○委員長(向後悦世) 総務課長。

○総務課長(堀江通洋) 今の、一応聞いてはおりませんが、あくまでも今、そういうものに重点を置いて、人事考課とか、上の者が下の評価をしたり、下の方が話しやすいような雰囲気作りをするためにサポーター、要するに新人を見るサポーター制度を作ったり、そういうことでやっているんですけれども、あと、パワハラとかそういうものについては、今のところ総務課のほうには聞こえてきておりません。

以上です。

○委員長(向後悦世) 木内欽市委員。

○委員(木内欽市) 来年の春には新規の職員も入ってまいります。今までというより、私らのころはそんなになかったんですが、いじめに遭った世代、いじめをした世代がどんどん今社会人になっていきますので、そのまま何か職場へ持ち込んじゃうというようなことも、よその市ではあると聞いておりますので、せっかく新入職員が入ってくるんですから、そういったことで途中でやめたり、そういうことのないように十分監督、指導、注意をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長(向後悦世) それでは、ほかに所管事項の報告で、お聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

○委員長(向後悦世) 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時21分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世